

## 告 示

### 埼玉県告示第八百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年七月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 Bonds of Heart
- 三 代表者の氏名  
倉田 春香
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県和光市下新倉二丁目九番地二十号グランメリー四〇三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、一般市民に対し、国内外の困難な環境下にある子ども達への理解を推進するイベント事業、また、国内外の困難な環境下にある子ども達自身が楽しんでもらえるような交流事業を行い、市民一人ひとりの支援活動を活発化させる事で、子ども達が安心して生活できる環境作り、並びに世界平和の実現に寄与することを目的とする。